

埼玉県朝霞保健所 会計年度任用職員(一般事務)募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2により規定されているものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)が適用となります。

1 職務内容

指定難病医療給付事務など保健予防推進担当に関する事務

〈具体的な内容〉

- ・指定難病医療給付事務に係る窓口や電話対応、申請書受付やデータ入力などの事務
- ・小児慢性特定疾病医療給付に係る窓口や電話対応、申請書受付やデータ入力などの事務
- ・その他保健予防推進担当に関する事務

2 応募資格

(1)年齢・性別・学歴は問いません。

(2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)Word、Excel等を使用した文書・資料作成、データ入力・集計ができる人
- (2)明るく誠実で協調性のある人
- (3)公務員として高い自覚を持ち、県民の立場に立って職務を遂行できる人
- (4)強い責任感と熱意を持って職務を遂行できる人

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和6年5月15日から令和6年6月17日まで(予定) ※勤務開始時期応相談

(2)勤務日数・勤務時間

原則週3日・週 23 時間 15 分(午前8時30分～午後 5 時 15 分(7時間 45 分/日))

※休憩時間: 正午～午後1時(60分)

※勤務日・勤務時間の割り振りについては応相談

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

(4)休暇

年次休暇日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

日額:8,730円～10,600円(時間額:1,126円～1,367円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

健康保険(地方職員共済組合)、厚生年金、雇用保険、労災保険

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県朝霞保健所内

所在地:〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-5

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和6年4月23日(火曜日)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書に写真を貼り、必要事項を記入の上、身上書とともに提出してください。

※応募者多数の場合、早目に締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、朝霞保健所内の会場で令和6年4月25日(木)午後 to 実施することを予定しております。詳細は、第一次審査通過者に対し、令和6年4月下旬に連絡します。

なお、応募書類の返却は致しかねます。

(3) 最終合格

令和6年4月下旬に第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-5

担 当: 朝霞保健所 総務・地域保健推進担当

電 話: 048-461-0468